

令和7年6月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

指定管理者の更新の方針について

【目次】

| | ページ |
|-----------------------------|-------|
| 1 ふれあいセンター | 2～21 |
| (1) 指定管理者制度導入施設一覧 | 2～ 3 |
| (2) 非公募予定施設 | 4～21 |
| 2 市民センター | 22～34 |
| (1) 指定管理者制度導入施設一覧 | 22 |
| (2) 非公募予定施設 | 23～34 |

中央総合事務所・東総合事務所・南総合事務所・北総合事務所

令和7年6月

指定管理者の更新の方針について

1 ふれあいセンター

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

| 選定方法 | 名 称 | 設置根拠（条例） | 現在の指定管理者 | 指定期間 | 所管課 |
|------------------|--------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|----------------|
| 非公募 | 長崎市小島地区ふれあいセンター | 長崎市ふれあいセンター条例 | 小島地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | 中央総合事務所 総務課 |
| | 長崎市緑が丘地区ふれあいセンター | | 緑が丘地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市戸町地区ふれあいセンター | | 戸町地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市滑石地区ふれあいセンター | | 滑石地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター | | 仁田佐古地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市三川地区ふれあいセンター | | 三川地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市淵地区ふれあいセンター | | 淵地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市横尾地区ふれあいセンター | | 横尾地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市ダイヤランドふれあいセンター | | ダイヤランドふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市小江原地区ふれあいセンター | | 小江原地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市桜馬場地区ふれあいセンター | | 桜馬場地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市山里地区ふれあいセンター | | 山里地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市西北・岩屋ふれあいセンター | | 西北・岩屋ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市浦上駅前ふれあいセンター | | 浦上駅前ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| 長崎市上長崎地区ふれあいセンター | 上長崎地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | | | |

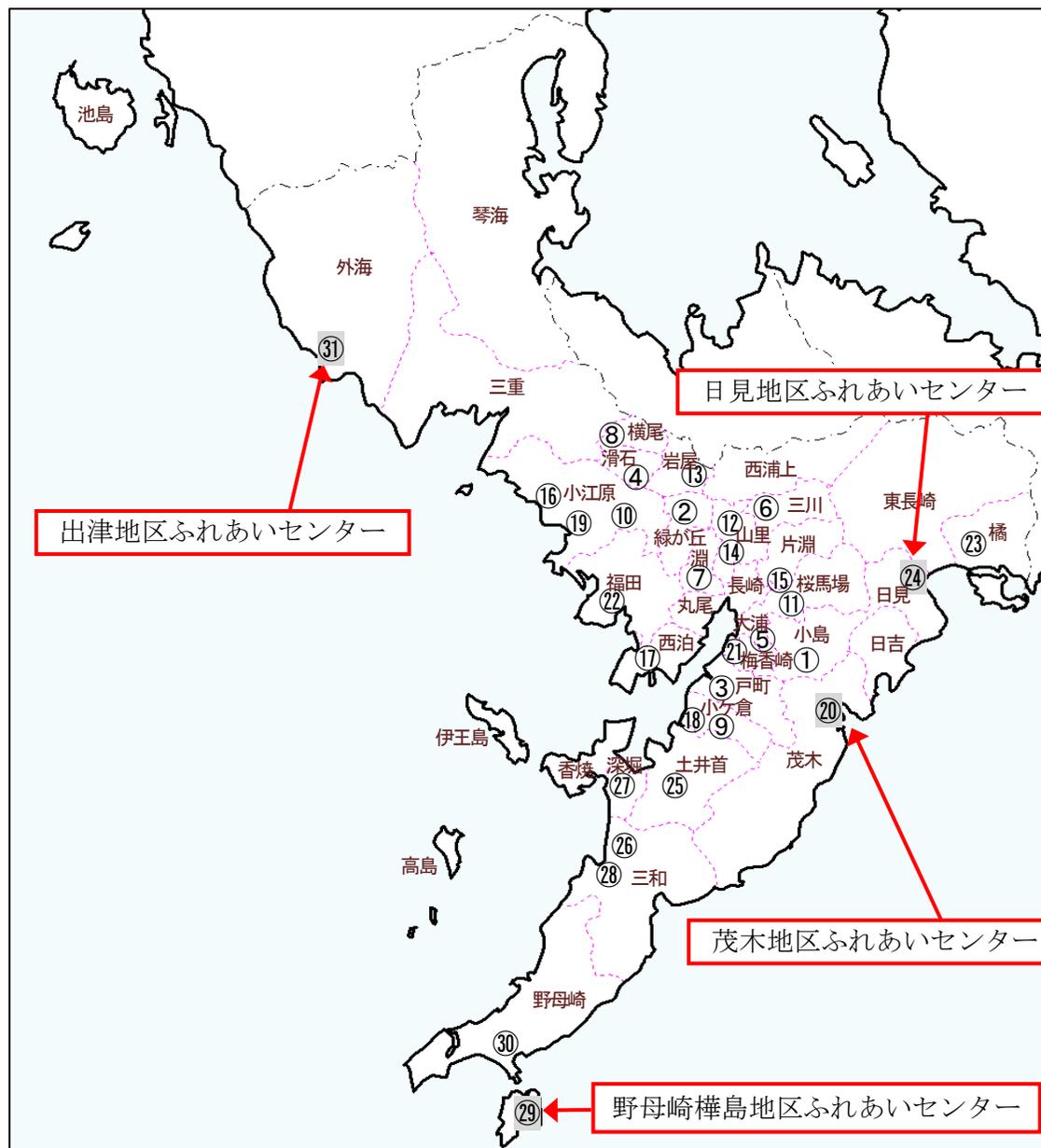
| 選定方法 | 名 称 | 設置根拠（条例） | 現在の指定管理者 | 指定期間 | 所管課 |
|-----------------|--------------------|---------------------------|--------------------|----------------------------|-----------------|
| 非公募 | 長崎市式見地区ふれあいセンター | 長崎市ふれあいセンター条例 | 式見地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | 中央総合事務所 総務課 |
| | 長崎市木鉢地区ふれあいセンター | | 木鉢地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター | | 小ヶ倉地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市手熊地区ふれあいセンター | | 手熊地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで | |
| | 長崎市茂木地区ふれあいセンター | | 茂木コミュニティ連絡協議会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | |
| | 長崎市大浦地区ふれあいセンター | | 北大浦地区コミュニティ協議会 | 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで | |
| | 長崎市福田地区ふれあいセンター | | 福田小学校区コミュニティ連絡協議会 | 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで | |
| | 長崎市橘地区ふれあいセンター | | 橘地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | 東総合事務所 地域福祉課 |
| | 長崎市日見地区ふれあいセンター | | 日見地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | |
| | 長崎市土井首地区ふれあいセンター | | 土井首地区コミュニティ協議会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | 南総合事務所 地域福祉課 |
| | 長崎市晴海台地区ふれあいセンター | | 晴海台地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市深堀地区ふれあいセンター | | 深堀地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで | |
| | 長崎市蚊焼地区ふれあいセンター | | 蚊焼地区コミュニティ協議会 | 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで | |
| | 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター | | 野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | |
| | 長崎市脇岬地区ふれあいセンター | | 脇岬コミュニティ協議会 | 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで | |
| 長崎市出津地区ふれあいセンター | 出津地区ふれあいセンター運営委員会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | 北総合事務所 地域福祉課 | | |

(2) 非公募予定施設

ア 施設の概要

(ア) 位置図 (全体)

※点線は中学校区を示す



- ① 小島地区ふれあいセンター
- ② 緑が丘地区ふれあいセンター
- ③ 戸町地区ふれあいセンター
- ④ 滑石地区ふれあいセンター
- ⑤ 仁田佐古地区ふれあいセンター
- ⑥ 三川地区ふれあいセンター
- ⑦ 淵地区ふれあいセンター
- ⑧ 横尾地区ふれあいセンター
- ⑨ ダイヤランドふれあいセンター
- ⑩ 小江原地区ふれあいセンター
- ⑪ 桜馬場地区ふれあいセンター
- ⑫ 山里地区ふれあいセンター
- ⑬ 西北・岩屋ふれあいセンター
- ⑭ 浦上駅前ふれあいセンター
- ⑮ 上長崎地区ふれあいセンター
- ⑯ 式見地区ふれあいセンター
- ⑰ 木鉢地区ふれあいセンター
- ⑱ 小ヶ倉地区ふれあいセンター
- ⑲ 手熊地区ふれあいセンター
- ⑳ 茂木地区ふれあいセンター
- ㉑ 大浦地区ふれあいセンター
- ㉒ 福田地区ふれあいセンター
- ㉓ 橋地区ふれあいセンター
- ㉔ 日見地区ふれあいセンター
- ㉕ 土井首地区ふれあいセンター
- ㉖ 晴海台地区ふれあいセンター
- ㉗ 深堀地区ふれあいセンター
- ㉘ 蚊焼地区ふれあいセンター
- ㉙ 野母崎樺島地区ふれあいセンター
- ㉚ 脇岬地区ふれあいセンター
- ㉛ 出津地区ふれあいセンター

(イ) 施設名・所在地・設置年月等

| 施設名 (所在地) | 構造 | 設置年月 | 延床面積 (㎡) | 主な施設内容 |
|--|-------------------|----------------|-------------|---|
| 茂木地区 ふれあいセンター (茂木町 75 番地 10) | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 650.70 | 2F のみ 研修室(1)、(2)、(3) 調理室 |
| 日見地区 ふれあいセンター (界 2 丁目 1 番 19 号) | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 712.90 | 1F 研修室(1)、(2)、倉庫 2F 研修室(3)、(4)、(5)、調理室 |
| 野母崎樺島地区 ふれあいセンター (野母崎樺島町 459 番地 2) | 鉄筋コンクリート造 平屋建 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 342.71 | 1F のみ 研修室(1)、(2)、調理室 |
| 出津地区 ふれあいセンター (西出津町 2794 番地 1) | 鉄筋コンクリート造 平屋建 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 813.43 | 1F 研修室(1)、(2)、(3) 調理室、ホール |

(ウ) 設置目的

市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため。

(エ) 開所時間

午前 9 時から午後 5 時までの時間帯を基本とする 1 日 8 時間以上

(オ) 休 所 日

- a 毎週日曜日又は毎週月曜日のいずれか（ただし、市長が特別の理由があると認める期間については、休所日を設けないことができる。）
- b 年末年始（1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの期間内）

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

| 施設名 | 導入前 (令和2年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 茂木地区 ふれあいセンター | 8,367 | 8,861 | 13,476 | 15,151 | 19,194 |
| 日見地区 ふれあいセンター | 15,063 | 15,232 | 19,828 | 20,622 | 23,147 |
| 野母崎樺島地区 ふれあいセンター | 1,257 | 979 | 1,826 | 2,347 | 2,263 |
| 出津地区 ふれあいセンター | 3,720 | 2,946 | 3,453 | 3,211 | 3,460 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休所

茂木地区ふれあいセンター

令和2年度：62日間（4/22～5/10、1/10～2/21） 令和3年度：86日間（4/30～6/7、8/27～9/12、1/23～2/21）

日見地区ふれあいセンター

令和2年度：62日間（4/22～5/10、1/10～2/21） 令和3年度：88日間（4/28～6/7、8/27～9/12、1/23～2/21）

野母崎樺島地区ふれあいセンター

令和2年度：83日間（4/22～5/31、1/10～2/21） 令和3年度：86日間（4/30～6/7、8/27～9/12、1/23～2/21）

出津地区ふれあいセンター

令和2年度：63日間（4/22～5/10、1/9～2/21） 令和3年度：87日間（4/28～6/7、8/27～9/12、1/23～2/20）

(イ) 収支状況 ※令和2年度まで使用料、令和3年度から利用料金制、指定管理委託料は修繕費除く。(単位：千円)

| 施設名 | 区分 | 導入前 (令和2年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 茂木地区 ふれあいセンター | 収入 | 193 | 226 | 475 | 425 | 463 |
| | 指定管理委託料 | 5,814 | 7,016 | 7,016 | 7,016 | 7,016 |

| 施設名 | 区分 | 導入前 (令和2年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 日見地区 ふれあいセンター | 収入 | 660 | 522 | 681 | 698 | 764 |
| | 指定管理委託料 | 6,247 | 6,855 | 6,855 | 6,855 | 6,855 |
| 野母崎樺島地区 ふれあいセンター | 収入 | 7 | 8 | 22 | 28 | 28 |
| | 指定管理委託料 | 7,586 | 6,448 | 6,448 | 6,448 | 6,448 |
| 出津地区 ふれあいセンター | 収入 | 24 | 13 | 49 | 45 | 66 |
| | 指定管理委託料 | 4,571 | 6,460 | 6,460 | 6,460 | 6,460 |

(ウ) 主なサービス向上策

| 施設名 | 主なサービス向上策 |
|---------------------|--|
| 茂木地区 ふれあいセンター | ふれセン情報便の発行やSNSを活用した情報発信を積極的に行っているほか、利用者の要望に沿った各種講座の開催、学校の長期休暇にあわせて休所日に図書室を開所するなど、センターの利用促進に向けた取組みを実施している。 そのほか、施設の管理・運営においても、利用者からの意見を取り入れ対応している。 |
| 日見地区 ふれあいセンター | 季節や行事に合わせた展示や地域のニーズに応じたふれあいセンター主催講座の実施、ふれあいセンターだよりの発行、日見地区コミュニティ連絡協議会と連携し地域の主要イベントである「日見まつり」を共催で実施している。 |
| 野母崎樺島地区 ふれあいセンター | 季節や行事に合わせた展示や利用者の要望に沿った各種講座（eスポーツ、健康マージャン会等）を実施するなど、地域住民の文化の振興のための取組みに特に力を入れている。 そのほか、施設の管理・運営においても、利用者からの意見を取り入れ対応している。 |
| 出津地区 ふれあいセンター | 館内に季節や行事に合わせた展示を行うなど、施設を訪れた人が楽しめる工夫が行われており、主催事業の実施に際しては、地元の特産品である「ゆうこう」を使ったお菓子作り教室など、地域の特色を生かした講座を開催し、また、ふれあいまつりでは、地区内の福祉施設及び学校等の作品展示や園児の和太鼓演奏、プロによる演奏などを実施したことで、地域住民のみならず地区外の利用者も取り込むことができおり、利用者の増に繋がっている。 そのほか、施設の管理・運営においても、利用者からの意見を取り入れ対応している。 |

(エ) 評価

| 施設名 | 評価 |
|---------------------|--|
| 茂木地区 ふれあいセンター | 指定管理者による地域の実状やニーズに沿ったきめ細やかな対応が行われているとともに、SNSを活用した各種情報の発信や地元に着した講座を開催するなど、地区の一体感の醸成に寄与している。指定管理者により事業計画に沿った施設の適正な管理・運営が実施されているものと評価する。 |
| 日見地区 ふれあいセンター | 事業計画に沿った適切な運営を行い、地域のニーズに沿ったきめ細やかな対応が行われているとともに、地域住民の活動の場として施設が十分に活用されており、地域コミュニティ活動の拠点としての機能を果たしている。また、「日見まつり」を日見地区コミュニティ連絡協議会と共催で実施するなど、日見地区の地域の活性化に寄与している。 |
| 野母崎樺島地区 ふれあいセンター | 地域住民の代表で構成されたコミュニティ連絡協議会に管理運営を委託していることから、地域のニーズに沿ったきめ細やかな対応が行われており、利用者数も増加しているなど評価できる。 |
| 出津地区 ふれあいセンター | 指定管理者による地域の実状やニーズに沿ったきめ細やかな対応が行われているとともに、季節や行事に合わせた展示や地域の特色を生かした講座を開催するなど、地域の活性化及び利用者の増加に努めている。指定管理者により事業計画に沿った施設の適正な管理・運営が実施されているものと評価する。 |

ウ 次期候補者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者

| 施設名 | 現在の指定管理者 |
|---------------------|--------------------|
| 茂木地区 ふれあいセンター | 茂木コミュニティ連絡協議会 |
| 日見地区 ふれあいセンター | 日見地区ふれあいセンター運営委員会 |
| 野母崎樺島地区 ふれあいセンター | 野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会 |
| 出津地区 ふれあいセンター | 出津地区ふれあいセンター運営委員会 |

(イ) 現在の指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(エ) 非公募理由 地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された団体に委託することにより、住民へのサービス向上と地域コミュニティの活性化のメリットなどが見込めるため、これまでも円滑に管理・運営を行ってきた実績のある4施設の団体を引き続き指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。なお、出津地区ふれあいセンターについては、運営委員会が統合する予定である出津コミュニティ協議会を指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。

(オ) 利用料金制の導入 導入済み

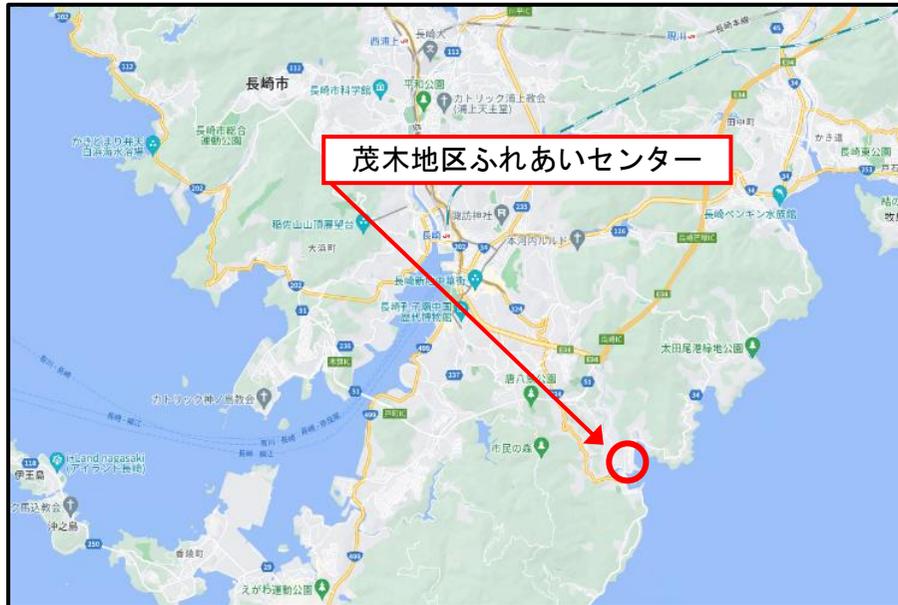
エ 指定までのスケジュール

| 年 月 | 市議会 | 内 容 |
|------------------|-------|---|
| 令和7年6月 | 6月議会 | ・更新の方針の説明（所管事項調査） |
| 令和7年8月 令和7年9月 | | ・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領 ・特定団体の決定 |
| 令和7年11月 | 11月議会 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> ・補正予算議案審査 |

オ 位置図、平面図、現況写真等

(ア) 茂木地区ふれあいセンター

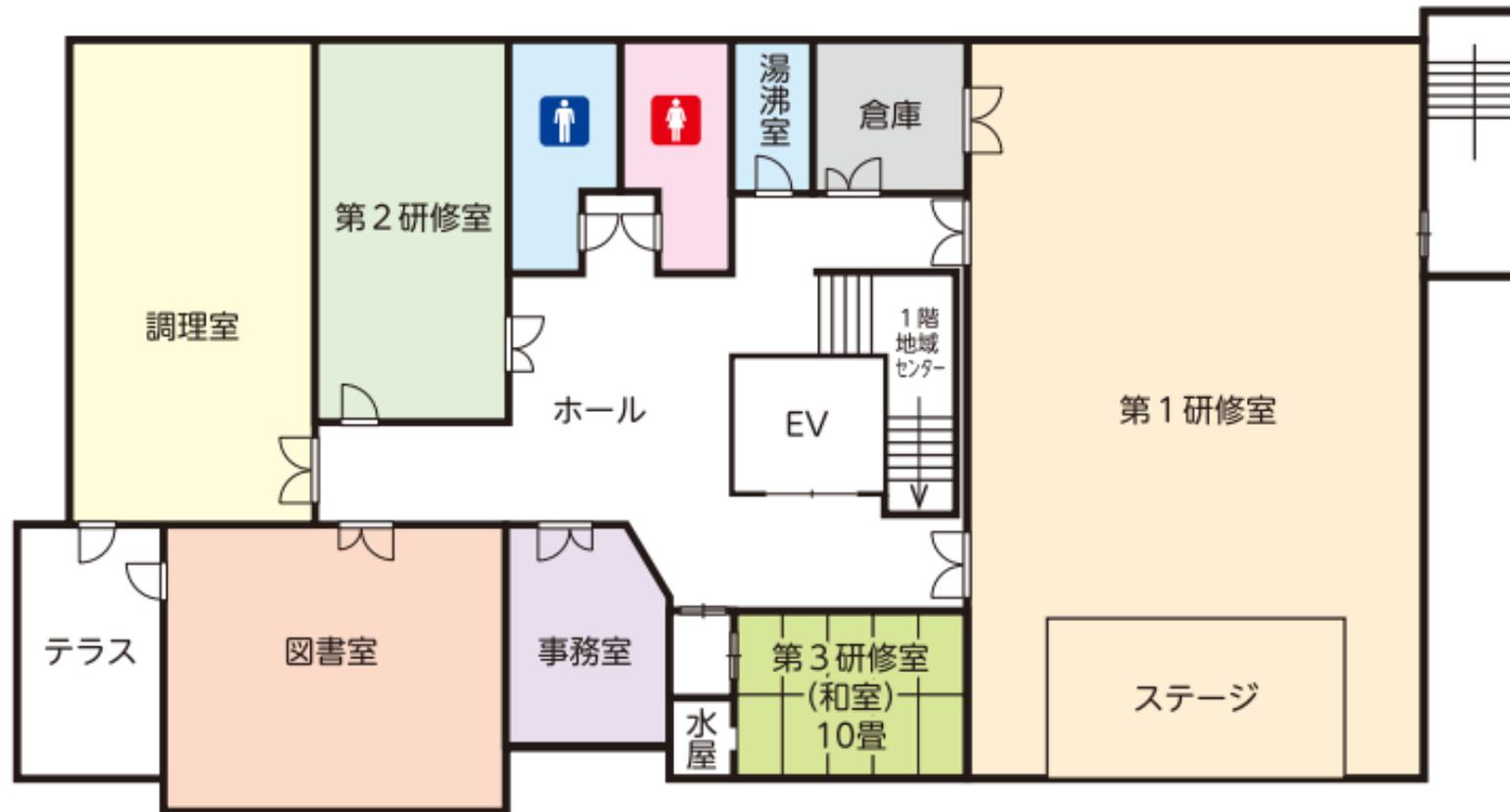
a 位置図



(拡大図)



b 平面図（2階）



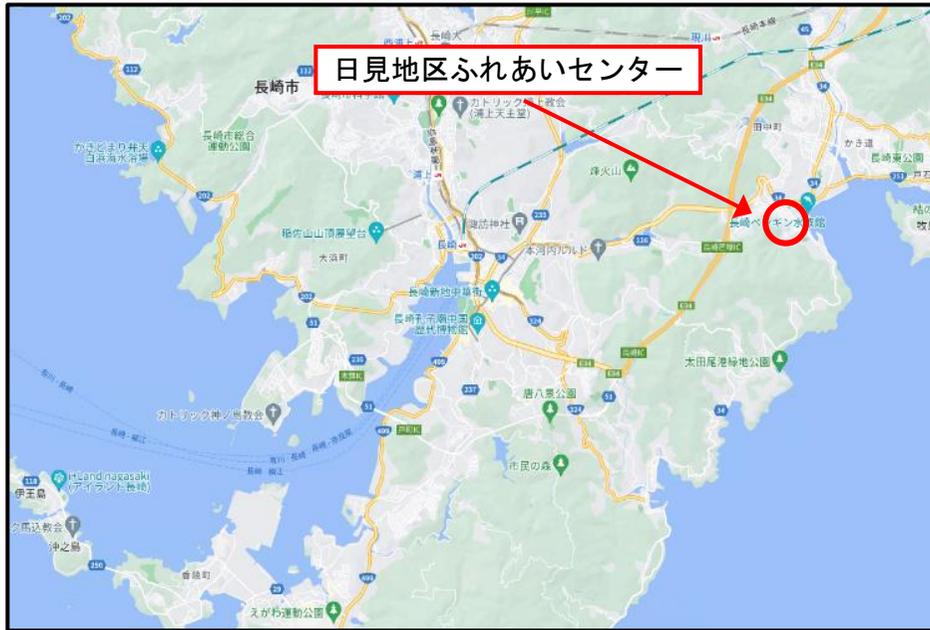
※ 合同庁舎であり、1階部分は茂木地域センター及び中央消防署茂木出張所

c 現況写真



(イ) 日見地区ふれあいセンター

a 位置図

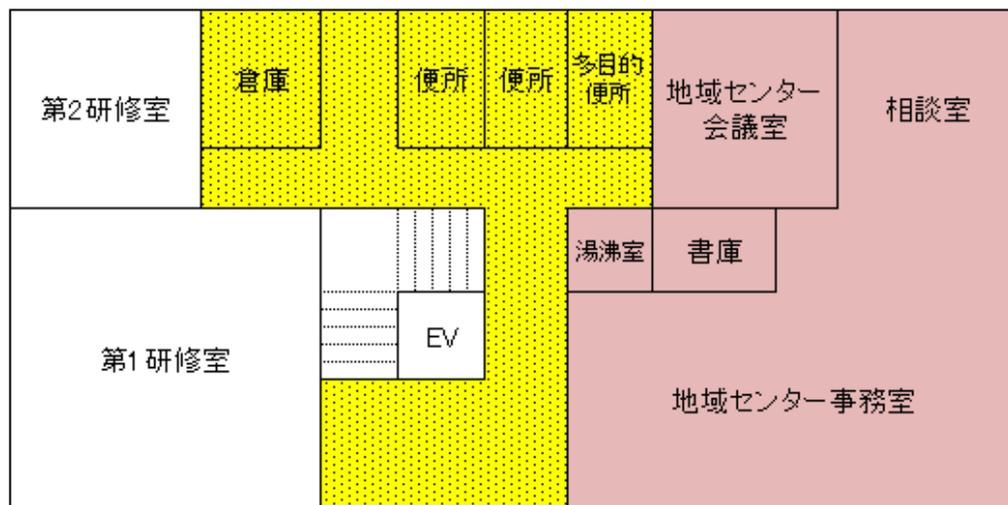


(拡大図)

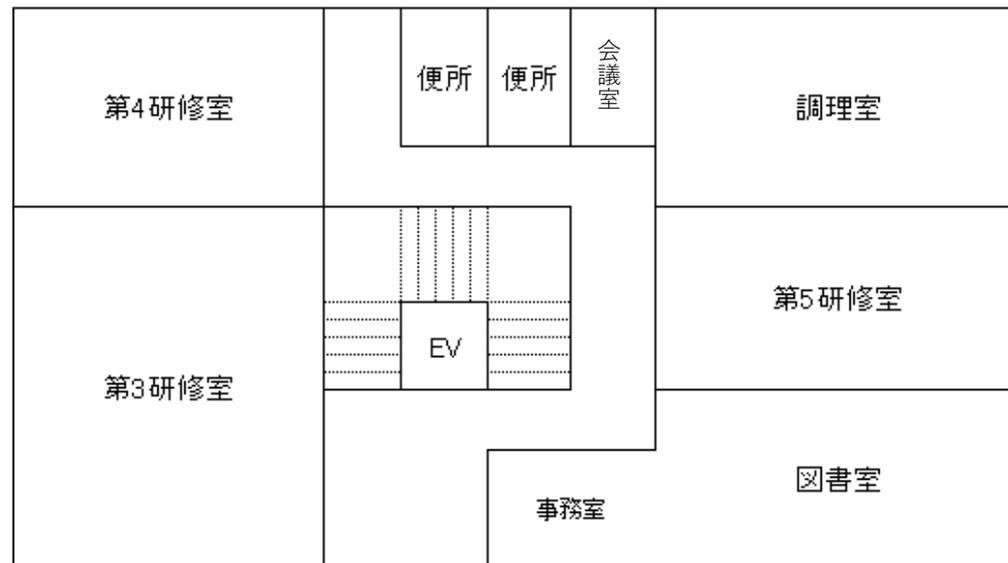


b 平面図

1階



2階



※着色部分は日見地域センター部分及び共用部分

c 現況写真



(ウ) 野母崎樺島地区ふれあいセンター

a 位置図

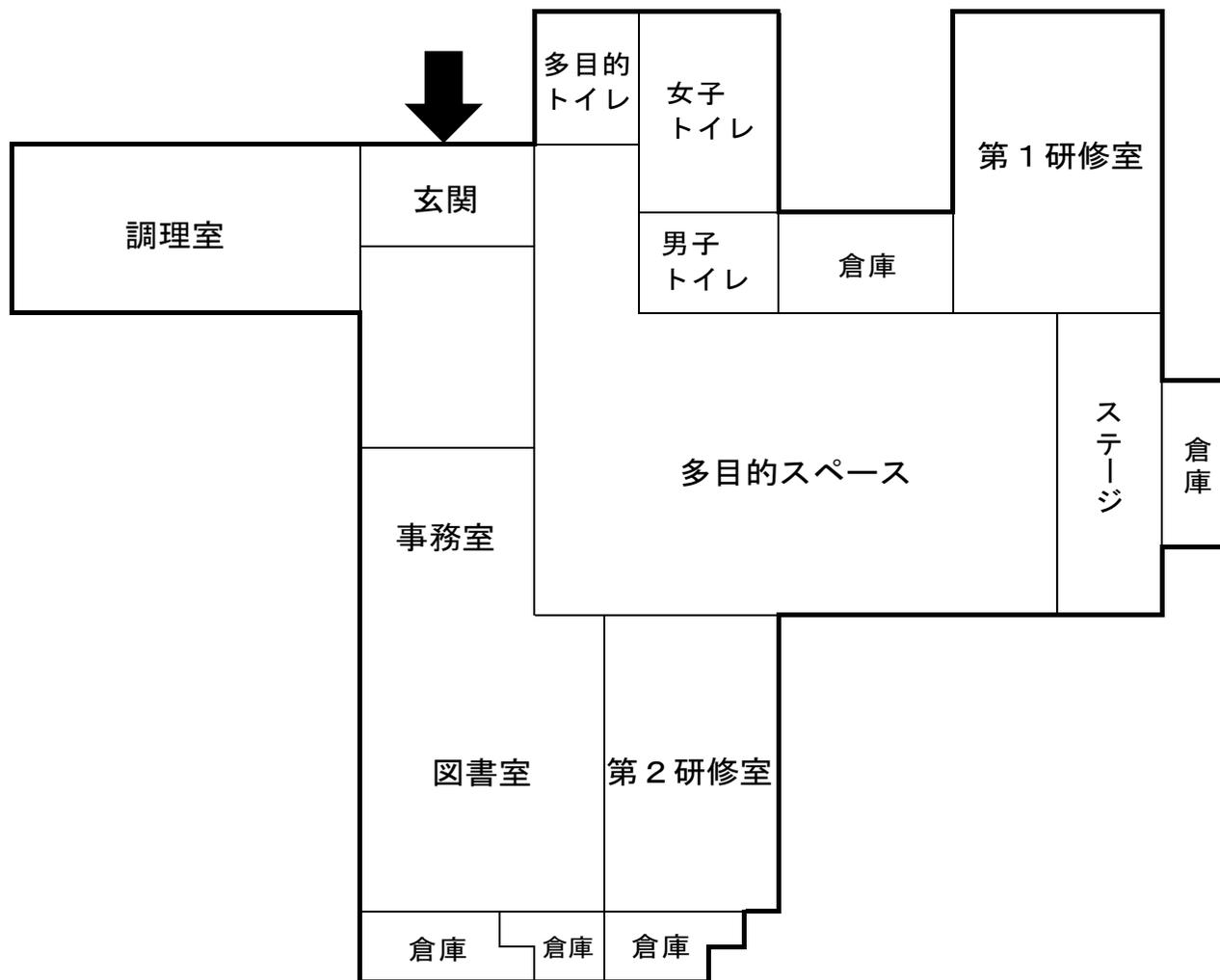


(拡大図)



野母崎樺島地区ふれあいセンター

b 平面図



c 現況写真



【外観】



【第1研修室】



【第2研修室】



【調理室】

(エ) 出津地区ふれあいセンター

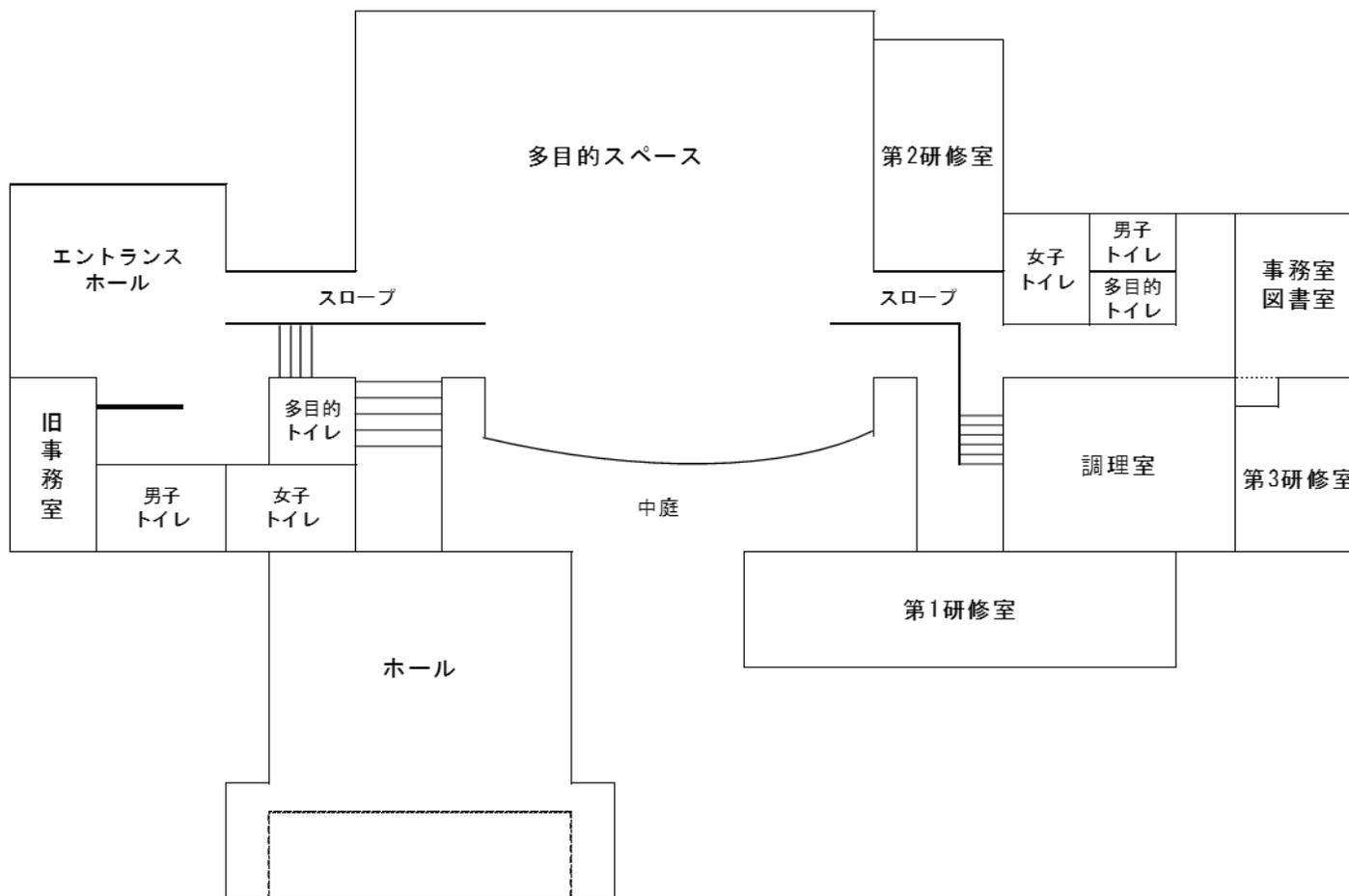
a 位置図



(拡大図)



b 平面図



c 現況写真



2 市民センター

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

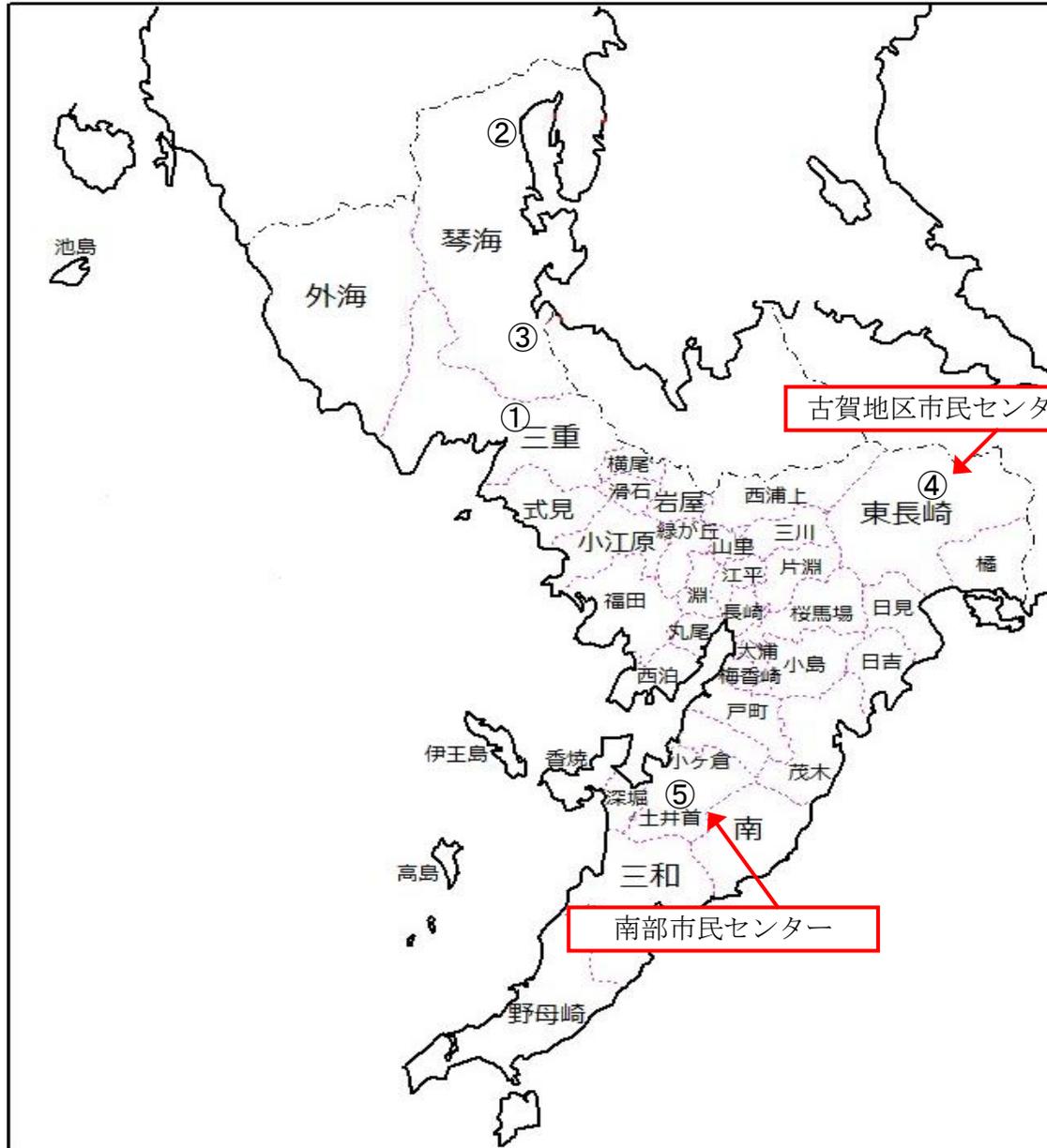
| 選定方法 | 名 称 | 設置根拠 (条例) | 現在の 指定管理者 | 指定期間 | 所管課 |
|------|---------------|--------------|-----------------|----------------------------|-----------------|
| 非公募 | 長崎市三重地区市民センター | 長崎市市民センター条例 | 三重地区市民センター運営委員会 | 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで | 北総合事務所 地域福祉課 |
| | 長崎市琴海さざなみ会館 | | 琴海町さざなみ会館運営委員会 | 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで | |
| | 長崎市琴海南部しらさぎ会館 | | 琴海南部しらさぎ会館運営委員会 | 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで | |
| | 長崎市古賀地区市民センター | | 古賀地区市民センター運営委員会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | 東総合事務所 地域福祉課 |
| | 長崎市南部市民センター | | 南部市民センター運営委員会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | 南総合事務所 地域福祉課 |

(2) 非公募予定施設

ア 施設の概要

(ア) 位置図 (全体)

※点線は中学校区を示す



- ① 三重地区市民センター
- ② 琴海さざなみ会館
- ③ 琴海南部しらす会館
- ④ 古賀地区市民センター
- ⑤ 南部市民センター

(イ) 施設名・所在地・設置年月等

| 施設名 (所在地) | 構造 | 設置年月 | 延床面積 (㎡) | 主な施設内容 |
|------------------------------|---------------------|------------------|-------------|---|
| 古賀地区市民センター (古賀町 948 番地 1) | 鉄骨造 2 階建 (本館) | 平成 19 年 11 月 1 日 | 1434.34 | 1F 事務室、研修室(1)～(2) 2F 研修室(3)～(7)、多目的室 体育館、体育館前倉庫 |
| 南部市民センター (末石町 162 番地) | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | 平成 19 年 3 月 15 日 | 1520.36 | 1F 研修室(1)、(2)、(3) 2F 多目的ホール |

(ウ) 設置目的

市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため。

(エ) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時までの時間帯を基本とする 1 日 12 時間以上

(オ) 休館日

年末年始 (1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの期間内)

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

| 施設名 | 導入前 (平成27年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 古賀地区市民センター | 31,870 | 20,789 | 26,932 | 28,873 | 30,142 |
| 南部市民センター | | 42,054 | 32,404 | 33,863 | 29,462 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館

長崎市古賀地区市民センター

令和2年度：102日間（4/4～5/31、1/9～2/21） 令和3年度：87日間（4/28～6/7、8/27～9/12、1/23～2/20）

長崎市南部市民センター

令和2年度：65日間（4/20～5/10、1/9～2/21） 令和3年度：85日間（4/30～6/7、8/27～9/12、1/23～2/20）

(イ) 収支状況 ※令和2年度まで使用料、令和3年度から利用料金制、指定管理委託料は修繕費除く。（単位：千円）

| 施設名 | 区分 | 導入前 (平成27年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 古賀地区市民センター | 収入 | 1,434 | 1,070 | 1,548 | 1,667 | 1,717 |
| | 指定管理委託料 | 4,693 | 8,732 | 8,697 | 8,177 | 8,238 |
| 南部市民センター | 収入 | | 933 | 2,218 | 1,966 | 2,004 |
| | 指定管理委託料 | | 9,129 | 9,129 | 8,783 | 8,783 |

(ウ) 主なサービス向上策

| 施設名 | 主なサービス向上策 |
|------------|---|
| 古賀地区市民センター | 古賀地区まちづくり協議会と共催した夏祭りの開催、地域のニーズに応じた講座等の開催、ホームページや広報紙による積極的な情報発信などに取り組んでいる。 また、施設利用者からの意見や要望等に改善できるものは早急に対応し、利用者への説明や対応を丁寧に行っている。 |
| 南部市民センター | 親切丁寧な対応に取り組んでいるほか、施設利用についてのチラシ配布や新規学習グループの結成を呼びかけるなど、施設利用者の増加に向けた取組みがなされている。 また、指定管理者主催の市民センターまつり「秋フェスタ」については、学習グループの発表会だけではなく、地域の小・中学生等の合唱や演奏の発表の場としても提供しており、地域に根差した運営に力を入れている。 |

(エ) 評価

| 施設名 | 評価 |
|------------|---|
| 古賀地区市民センター | センターに併設している学童クラブ及び福祉施設と合同で避難訓練を行うなど、施設の安全面に配慮しながら、事業計画に基づき適切に運営を行っている。また、古賀地区まちづくり協議会と連携を図りながら、地域の拠点として重要な役割を担っている。 |
| 南部市民センター | 地域住民の代表で構成された運営委員会に管理運営を委託していることから、地域のニーズに沿った運営ができており、積極的で丁寧な管理運営がなされているため、利用者が増加傾向にあり評価できる。 |

ウ 次期候補者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者

| 施設名 | 現在の指定管理者 |
|------------|-----------------|
| 古賀地区市民センター | 古賀地区市民センター運営委員会 |
| 南部市民センター | 南部市民センター運営委員会 |

(イ) 現在の指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(エ) 非公募理由 地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された団体に委託することにより、住民へのサービス向上と地域コミュニティの活性化のメリットなどが見込めるため、これまでも円滑に管理・運営を行ってきた実績のある2施設の団体を引き続き指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。

(オ) 利用料金制の導入 導入済み

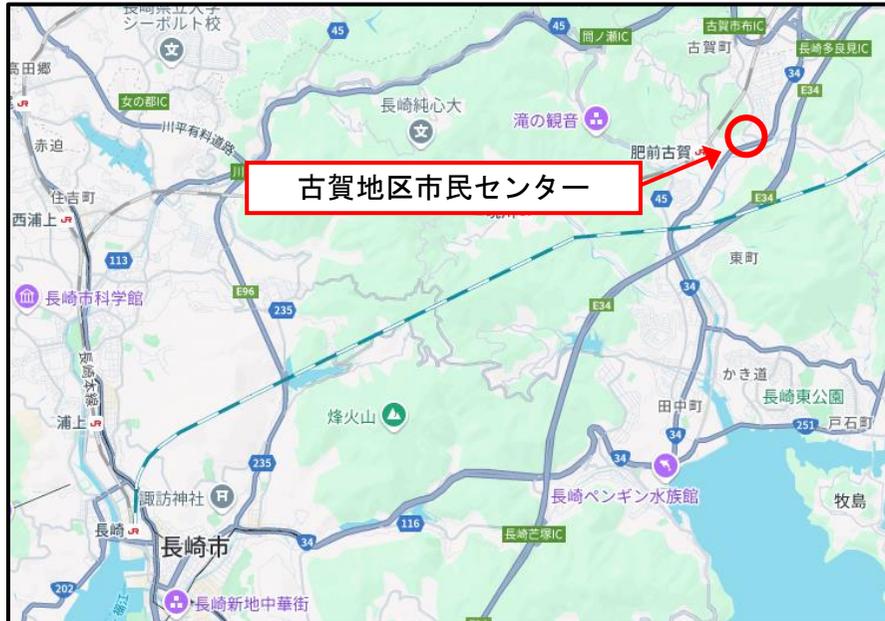
エ 指定までのスケジュール

| 年 月 | 市議会 | 内 容 |
|---------|-------|--|
| 令和7年6月 | 6月議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・更新の方針の説明（所管事項調査） |
| 令和7年8月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定団体に仕様書等を提示 |
| 令和7年9月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定団体から指定に必要な書類を受領 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定団体の決定 |
| 令和7年11月 | 11月議会 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算議案審査 |

オ 位置図、平面図、現況写真等

(ア) 古賀地区市民センター

a 位置図



(拡大図)



b 平面図



c 現況写真



(イ) 南部市民センター

a 位置図

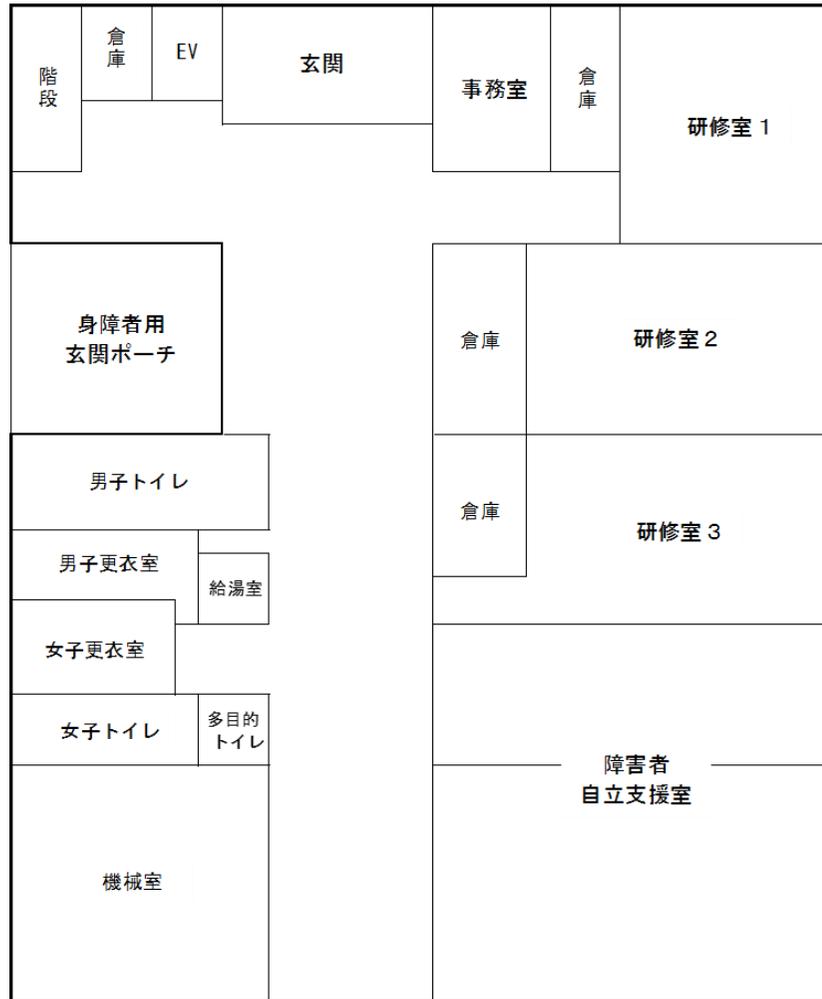


(拡大図)

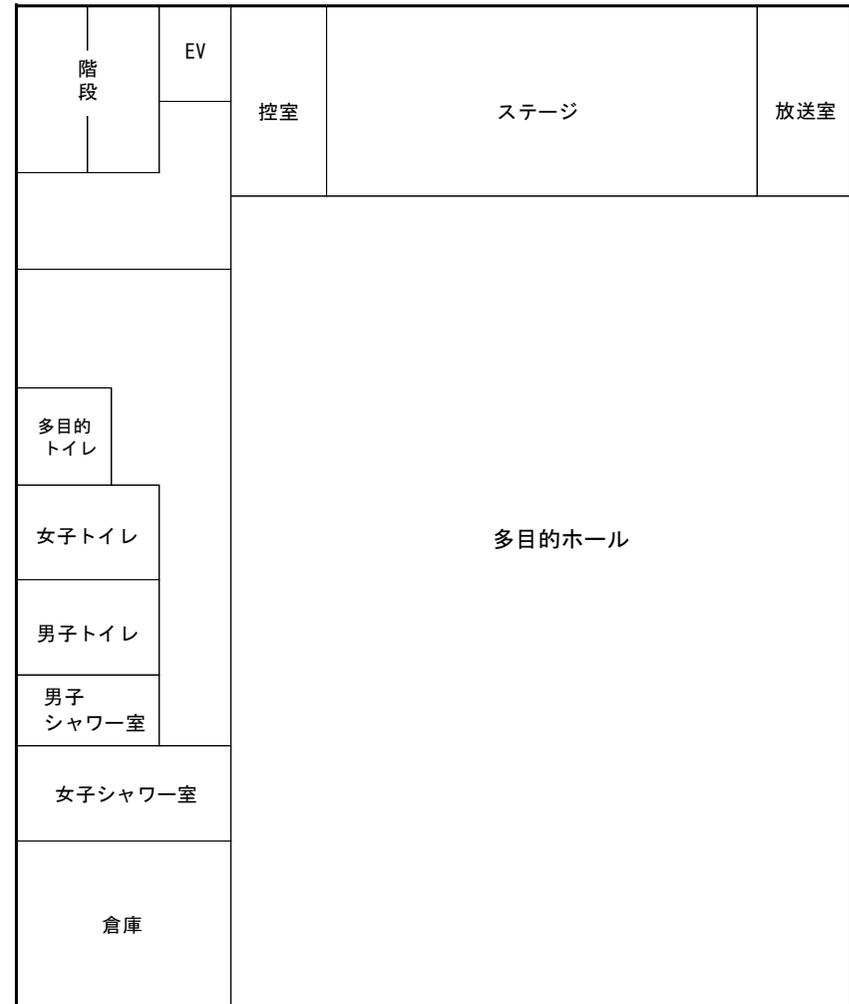


b 平面図

1階



2階



c 現況写真

